

第6編 独立行政法人都市再生機構事業資金融資

第1章 総則

第6条 貸付対象

法第1条第7項の規定による独立行政法人都市再生機構（以下この編において単に「都市機構」という。）に対する資金の貸付け（以下この編において「都市機構貸付金」という。）は、次の各号に掲げる資金の一部に対して行う。

- 一 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号に掲げる業務（委託に基づき行うもの並びに第2号及び第3号に該当するものを除く。）に要する資金
- 二 独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第1号（宅地の造成に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第3号（土地区画整理事業のうち宅地の造成、防災街区整備事業又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもの、市街地再開発事業及び住宅街区整備事業に係るものを除く。以下この号において同じ。）、第7号（同項第1号又は第3号に掲げる業務と併せて行うものに限る。以下この号において同じ。）、第9号（同項第1号又は第3号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）及び第10号（同項第1号、第3号又は第7号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）に掲げる業務（委託に基づき行うものを除く。）に要する資金
- 三 独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第1号（賃貸住宅の建設と併せて行う建築物の敷地の整備及び幹線街路その他の重要な公共施設の整備を伴わない建築物の敷地の整備に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第2号、第3号（幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴わない市街地再開発事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第7号（同項第1号から第3号までに掲げる業務と併せて行うものに限る。以下この号において同じ。）、第9号イ、ロ、ハ（同項第1号から第3号までに掲げる業務と併せて行うものに限る。）、ニ（同項第1号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）及び第10号（同項第1号から第3号まで又は第7号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）に掲げる業務（委託に基づき行うものを除く。）に要する資金

第6条の2 貸付額

都市機構貸付金の額は、都市機構が施行する前条各号に定める業務に係る工事費及び用地費に要する資金の100分の50の額を限度として都市局長（当該貸付けに係る資金が前条第2号又は第3号に該当する場合にあっては住宅局長。以下本編において同じ。）が必要と認めた額とする。

第2章 貸付手続

第6条の3 都市機構貸付金の貸付申請手続

都市機構は、都市機構貸付金の貸付けを受けようとするときは、都市局長が別に定める期日までに、独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付申請書（様式第6-1号）に独立行政法人都市再生機構事業資金融資償還計画書（様式第6-2号）及び独立行政法人都市再生機構事業資金融資事業計画書（様式第6-3号）を添えたものを都市局長に提出しなければならない。この場合において、当該貸付けに係る資金が第6条第1号に該当するものであって、かつ、当該資金に係る業務に住宅局が監督するものが含まれるときは、住宅局長にその写しを提出しなければならないものとする。

第6条の4 貸付決定の通知

支出負担行為担当官都市局長（第6条第2号又は第3号に該当する場合にあっては支出負担行為担当官住宅局長）は、都市機構貸付金の貸付けを決定した場合には遅滞なく、都市機構に対して、独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付決定通知書（様式第6-4号）を送付するものとする。

第6条の5 都市機構貸付金の支払請求の手続

都市機構は、前条の貸付決定（第6条の15第3項の規定による貸付決定の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づき都市機構貸付金の交付を受けようとするときは、独立行政

法人都市再生機構資金融資支払請求書（様式第6－5号）を支出官国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第6条の6 都市機構貸付金の交付等

都市機構貸付金の交付は、前条の独立行政法人都市再生機構事業資金融資支払請求書の提出があった後、第6条の4の独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付決定通知書記載の貸付金交付予定時期等を勘案して行う。この場合において、都市機構は、都市機構貸付金の交付を受ける際、都市局長に借用証書（様式第6－6号）を提出しなければならない。

第3章 貸付条件

第6条の7 利子

都市機構貸付金は、無利子とする。

第6条の8 償還期間及び償還方法

- 1 都市機構貸付金の償還期間は、都市局長が必要と認めて別の償還期間又は据置期間を定めた場合のほか、20年（10年の据置期間を含む。）とする。
- 2 都市機構貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月20日及び3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年毎の償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。
- 3 都市機構貸付金が分割して交付される場合の第2回目以降の交付に係る貸付金の償還期日は、第1回目の交付に係る償還期日と同一とする。

第6条の9 繰上償還

- 1 都市機構は、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定に関わらず、都市機構貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 第6条の11第1項の規定に基づき、都市局長が都市機構貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 二 前号のほか、都市機構が特別の事由により繰上償還の申し込みをしたとき（様式第6－7号）
- 2 都市局長は、前項第2号の場合には、都市機構貸付金の繰上償還をすべきことを都市機構に通知するものとする。（様式第6－8号）

第6条の10 延滞金

都市機構は、第6条の8又は第6条の9の規定による都市機構貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき、年10.95パーセントの割合で算出した金額を延滞金として国に納付しなければならない。

第6条の11 貸付条件違反等による繰上償還

- 1 都市機構は、次の各号の一に該当する場合において都市局長が償還期間の満了前に都市機構貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。（様式第6－9号）
 - 一 正当な理由なく都市機構貸付金の償還を怠った場合
 - 二 第6条の13から第6条の18までの規定に違反した場合
 - 三 前各号に掲げる場合のほか、都市機構貸付金に係る業務を誠実に遂行しない場合
- 2 都市機構は、前項（第1号を除く。）の規定により、都市機構貸付金の償還期間が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該都市機構貸付金の総額（都市機構が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条の規定により算出した金額を国に納付しなければならない。

第6条の12 貸付決定の取消等

都市局長は、都市機構が前条第1項各号に掲げる事由に該当することとなった場合においては、第6条の4及び第6条の15第3項の規定による貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は第6条の6の規定による都市機構貸付金の全部又は一部の交付を停止することができる。

第6条の13 経理の整理

都市機構は、都市機構貸付金に係る経理を他の経費と帳簿上区分して整理しなければならない。

第6条の14 都市機構貸付金の目的外使用の禁止

都市機構は、都市機構貸付金を第6条の4の独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付決定通知書で定める用途以外の用途に使用してはならない。

第6条の15 貸付決定の変更

- 1 都市機構は、第6条の3に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第6条の4の貸付決定の内容に変更を要するときは、都市機構は、第6条の3に規定する貸付申請の手続きに準じて独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付変更申請書（様式第6-10号）を都市局長に提出しなければならない。
- 3 第6条の4の規定は、前項の規定による独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付変更申請書の提出があった場合について準用する。（様式第6-11号）

第6条の16 業務遂行

- 1 都市機構は、都市機構貸付金の交付を受けた日の属する年度内に第6条の4の独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付決定通知書において定めるところにより、当該貸付金を工事費又は用地費に充当しなければならない。
- 2 都市機構は、前項の定めるところにより都市機構貸付金を工事費又は用地費に充当できない場合には、直ちに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。
- 3 都市機構は、第6条の4の独立行政法人都市再生機構事業資金融資貸付決定通知書において定めるところにより、業務を実施することができない場合又は困難になった場合には、すみやかに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。

第6条の17 実績報告書の提出

- 1 都市機構は、都市機構貸付金に係る実績について実績報告書（様式第6-12号）を作成し、当該貸付金の貸付けを受けた年度の翌年度の7月31日までに都市局長に提出しなければならない。
- 2 都市局長が、事業の状況又は実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、都市機構は、その指示に従わなければならない。

第6条の18 帳簿書類の調査等

都市局長において、債権の保全上必要があると認めて、都市機構貸付金の経理若しくは事業に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は都市機構貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、都市機構はこれに応じ、又は従わなければならない。

第6条の19 費用の負担

都市機構貸付金に係る公正証書の作成に要する一切の費用は、都市機構の負担とする。